

産業医科大学寄附講座及び寄附研究室規程

（目的）

第1条 この規程は、産業医科大学組織規程（昭和53年規程第1号）第3条第13項、産業医科大学産業生態科学研究所規則（昭和61年規則第2号）第3条第5項及び産業医実務研修センター規則（平成3年規則第1号）第4条の3第2項の規定に基づき、寄附講座及び寄附研究室（以下「寄附講座等」という。）の設置、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

（寄附講座及び寄附研究室）

第2条 この規程において「寄附講座」とは、個人若しくは法人又は団体からの寄附金により医学部医学科又は産業保健学部それぞれに設置される講座で、当該寄附金により当該講座の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

2 この規程において「寄附研究室」とは、個人若しくは法人又は団体からの寄附金により産業生態科学研究所又は産業医実務研修センターそれぞれに設置される研究室で、当該寄附金により当該研究室の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

3 前2項に規定する寄附講座等は、その内容により次の各号に掲げる区分をするものとする。

- （1） 一般寄附講座等 当該学部の教育課程に編成される授業科目を担当せず、研究・研究指導等を行い、これに伴う講義、演習を行うことができる講座及び研究室
- （2） 科目担当寄附講座等 当該学部又は研究所の教授会の意見を聴いたうえで、学長が認めた学部の教育課程に編成される授業科目を担当し、講義、演習、研究指導等を行うことができ、単位の認定を行う講座及び研究室
- （3） 特別寄附講座等 当該学部の教育課程に編成される授業科目を担当せず、第4条第4項に規定する特別教授が担当する専ら研究・研究指導等を行い、講義、演習は行わない講座及び研究室

（設置及び運営の原則）

第3条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の特色ある教育研究の推進及び充実を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置され、運営されなければならない。

（名称）

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとし、寄附者からの申出により、当該寄附講座等の寄附者が明らかになるような字句を冠することができる。

2 前項の寄附者からの申出がある場合においては、次の各号に掲げる方法で表記するものとする。

- （1） 「〇〇講座（△△寄附講座）」（〇〇は教育研究名、△△は寄附者名）
- （2） 「〇〇研究室（△△寄附研究室）」（〇〇は教育研究名、△△は寄附者名）

3 寄附講座を担当する教育職員の名称は寄附講座教員とし、寄附研究室を担当する教育職員の名称は寄附研究室教員とする。

4 前項の規定にかかわらず、第2条第3項第3号に規定する特別寄附講座等を担当する教授の名称は特別教授とする。

（設置申請）

第5条 寄附講座等を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」とする。）を経て、学長に提出する。ただし、第2条第3項第3号に規定する特別寄附講座等にあつては、産業医科大学大学運営会議（以下「大学運営会議」という。）を経て、学長に提出する。

- （1） 寄附講座・寄附研究室設置申請書
- （2） 寄附講座等を担当する教員の資格審査に必要な書類（履歴書、研究業績等）

（設置審査等）

第6条 知的財産本部は、一般寄附講座等の設置審査及び当該寄附講座教員又は当該寄附研究室教員

- の選考を行い、審査等（寄附講座等の設置場所を含む。以下同じ。）の結果を学長に報告する。
- 2 知的財産本部は、科目担当寄附講座等の設置審査及び当該寄附講座教員又は当該寄附研究室教員の選考を行い、設置される学部又は研究所の教授会の意見を付して、審査等の結果を学長に報告する。
 - 3 大学運営会議は、特別寄附講座等の設置審査及び当該特別教授の選考を行い、審査等の結果を理事長に報告する。
 - 4 知的財産本部は、特別寄附講座等の当該寄附講座教員又は当該寄附研究室教員の選考を行い、審査等の結果を学長に報告する。
 - 5 第1項、第2項及び前項の選考は、寄附講座等の設置が寄附金に基づくものであることを考慮し、通常の選考手続によらないことができ、かつ、選考基準についても、本学の教育、研究、診療等に支障が及ばない範囲で通常の基準によらないことができる。
 - 6 第3項の特別寄附講座等の設置審査及び特別教授の選考等については、別に定める。

（設置の決定等）

- 第7条 学長は、前条第1項、第2項及び第4項の審査等の結果に基づき、寄附講座等の設置の可否並びに寄附講座教員及び寄附研究室教員（以下「寄附講座等教員」という。）について決定し、理事長に報告するとともに、知的財産本部を経て、申請者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前条第3項の審査等の結果に基づき、特別寄附講座等の設置の可否について決定し、大学運営会議を経て、申請者に通知するものとする。
 - 3 理事長は、前条第3項の審査等の結果に基づき、学長から特別教授の推薦があった場合は、特別教授を採用することができる。

（存続期間）

- 第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上とする。ただし、第2条第3項第3号に規定する特別寄附講座等の存続期間は、1年とする。
- 2 寄附講座等を設置するときに決定した存続期間について、教育研究上有益と認められる場合は更新できるものとし、更新の手続は設置申請に準じて行うものとする。

（寄附講座等の構成）

- 第9条 寄附講座等には、少なくとも1名以上の教授、准教授又は講師に相当する教育職員を置くものとする。
- 2 寄附講座等には、寄附講座等責任者を1名置くものとする。
 - 3 寄附講座等教員を学外から受け入れるときは、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる身分とする。
 - （1）常勤の寄附講座等教員 特任教育職員
 - （2）非常勤の寄附講座等教員 非常勤講師
 - 4 前項第2号に規定する非常勤の寄附講座等教員のうち、本学の教育研究に多大の貢献が期待される者には、客員教授を称せしめることができる。この場合において、当該客員教授の任期は、産業医科大学客員教授規程（昭和54年規程第21号）第4条の規定にかかわらず、当該寄附講座等の存続期間とする。
 - 5 教授会が必要と認めたときは、教授に相当する寄附講座等教員は、これに出席し、意見を述べることができる。ただし、当該寄附講座等教員は議決権を有しないものとする。

（寄附金の受入れ等）

- 第10条 寄附講座に係る寄附金（以下「寄附金」という。）は、設置期間に係る総額を一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに分割して受け入れることができる。
- 2 寄附金は、奨学寄附金受入事務取扱規程（昭和58年規程第15号）に定める奨学寄附金として受け入れるものとする。
 - 3 寄附金の15%は、産学連携活動に必要な管理経費とする。

（寄附講座等の中止）

第11条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等を中止する必要があるときは、直ちにその旨を知的財産本部を経て、学長に報告するものとする。

2 学長は、当該寄附講座等の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止することを決定し、理事長に報告するとともに、知的財産本部を経て、申請者及び寄附講座等教員に通知するものとする。

3 学長が寄附講座等の中止を決定した場合において、その理由が学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）の責に帰すべき理由によるときは、学校法人は、寄附金の取扱いについて、当該寄附者と協議することができる。

（事務等）

第12条 寄附講座等の設置、運営等に係る事務は、大学事務部研究支援課が担当する。

（成果の報告及び公表）

第13条 知的財産本部は、毎年3月末日までに寄附講座等の教育研究の成果について、学長に報告しなければならない。

2 知的財産本部は、寄附講座等が終了したときは、当該寄附講座等の教育研究の成果をとりまとめ、学長に報告するとともに、公表することとする。

（知的財産権等の取扱い）

第14条 寄附講座等教員が創生した知的財産権等の取扱いは、産業医科大学知的財産管理規程（平成18年規程第10号）、産業医科大学成果有体物取扱規程（平成18年規程第13号）及び産業医科大学著作権取扱規程（平成18年規程第14号）の定めるところによる。

2 寄附講座等で創生された知的財産権等は、学校法人に帰属する。

3 前項の規定にかかわらず、当該寄附者の意向を考慮し、当該寄附者、寄附講座等教員及び学校法人との間で、知的財産権等の帰属について、協議することができる。

（利益相反管理）

第14条の2 寄附講座等責任者及び当該寄附講座等に所属する者は、学校法人産業医科大学利益相反管理規程（平成18年規程第19号）に基づき、活動しなければならない。

（準用）

第15条 第11条、第13条及び第14条の規定は、特別教授について準用する。この場合において、第11条第1項及び第2項並びに第14条第1項及び第3項中「寄附講座等教員」とあるのは「特別教授」と、第11条第1項及び第2項並びに第13条第1項及び第2項中「知的財産本部」とあるのは「大学運営会議」と、第13条第1項及び第2項中「学長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運用等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第38号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第16号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規程第8号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第14号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和３年11月30日規程第29号）

この規程は、令和３年12月１日から施行する。

附 則（令和５年３月30日規程第14号）

１ この規程は、令和５年４月１日から施行する。

２ この規程の施行日前に設置申請のあった寄附講座及び寄附研究室における管理経費の割合については、改正後の産業医科大学寄附講座及び寄附研究室規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第１号 削除

様式第１号の２ 削除